Vol.6, No.4, pp.265 - 269, 2018 / 環境放射能除染学会誌

寄 稿

福島の安全・安心を確実なものにするために！

－自動車関連団体により設立された「株式会社福島環境整備機構」の放射性物質汚染汚泥課題解決への取組－

近藤 哲*

株式会社福島環境整備機構
（〒963-8001 福島県郡山市大町 1 丁目 9-13-7F）

To Ensure Safety and Security in Fukushima

－ Efforts to Resolve the Issue of Radioactive Contaminated Sludge －

Akira KONDO*

Fukushima Environmental Improvement Organization Inc.
(1-9-13-7F Omachi, Koriyama, Fukushima 963-8001, Japan)

1. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、福島県下で洗車設備を有する事業者等においては、事故由来放射性物質で汚染された洗車汚泥が、いまだ滞留残置ないし汲上保管された状態にある。これらは、安全・安心な事業活動継続への影響や、従業員、お客様への健康面や地域環境へのリスクを残したまま現在に至っている。

こうしたことから、地元自動車関連団体にあっては、自ら対応スキームを検討し具体的な取り組みを行い、極めて困難な難題の解決に向け努力している。

特に、放射能濃度の高い指定廃棄物相当汚泥などの物質の処理を、適切、的確、迅速に進めることが喫緊の課題である。

こうした現実とその抜本的な解決に向けた取組について多くの方に知っていただきご理解いただくことが、課題解決を前向きに進めてゆくうえで必要と考えている。

なお、これらの課題解決にあたっては、環境省と円滑な協議を行い、支援を得ながら進めることが欠かせないことも申し上げておきたい。

2. これまでの経緯

洗車設備等の原発事故由来放射性物質汚染汚泥処理については、極めて困難な難題として、何よりも目の前の汚泥の処理をすすめるために、当初中間処理施設（減容化施設）を建設し、放射能濃度に関係なく運び込み、処理を行うことを模索してきた。

しかし以下のような状況が明らかになってきた。

- 試算では、設備投資も多額になり、処理費用も高額になることから、東京電力の賠償の可否など社会的に見た経済合理性の観点からは適切な処理方法なのか疑念が出てきたこと
- 環境省、東京電力、福島県などとの協議でも、8,000 bq/kg以下の処理は通常の産廃処理ですべきとの処理方針が明確になってきたことから、正確に放射能濃度を測定しないで運びこむことは適切ではないこと（当初から 8,000 bq/kg閾値の議論を明確にしないまま進んできた経緯もある）
- 当初は、産廃業者が 2,000 bq/kg以下しか処理しないなどの自主基準を作って処理にネガティブであったが、年月の経過により、産廃業者も 8,000

*Corresponding author : E-mail: kondo@fksk.co.jp

bq/kg以下の汲上・処理に柔軟な対応をするようになってきたこと
・時間の経過とともに放射能濃度が下がってきたことなどから通常の産廃としての処理が進めやすくなってきたこと
・排出事業者の中には、特段の問題もなく処理をしている方もいること、などから放射性物質汚染汚泥処理を取り巻く環境の変化が起きてきたこと

これらの状況を踏まえると、問題の本質はどこにあり、どのような処理対応が適切で的確、合理性がある選択肢なのかについても、原点に立ち返った検討が必要となってきた。

こうしたことを総合的に考えてゆくと、福島の安全・安心を確保するための処理の具体策として、まずは

○ 油水分離槽などが安全・安心であるかの確認と判断をするための信頼性の高い放射能濃度測定により放射能濃度を正確に把握すること
○ その測定結果をもとに、8,000 bq/kgの閾値を基準とした適切な処理スキームを考えること
○ 基本的な原点に立ち返り、排出事業者の処理の実情と困っていることは何かなど、今まで聞こえてこなかった声をしっかりと吸い上げて対応を考えること

などを行い、8,000 bq/kgの閾値を基準として、適切かつ的確に処理を進めてゆくことが、妥当かつ合理性があり、経済合理性を含めて問題が整理されたシンプルな対応方針であるとの結論に至った。

また、これらを円滑に成し遂げるための顔の見える責任のある組織の必要性も明確になった。

3. 現状と課題

(1) 現状

実態調査のなかでは、整備工場やガソリンスタンドなどで、油水分離槽から汲み上げた汚染汚泥がドラム缶やペール缶、土嚢袋に保管されている実態が明るみになり、相当量の指定廃棄物相当の汚泥を、各排出事業者自らが保管しその処理に困り、今すぐにでも手を差し伸べて処理をしてほしいとの切実な声も多く寄せられた。

また、今までどうして何もやらなかったのか、今すぐにでも持っていけ、などのお叱りや、油水分離槽が溢れて近くの水路や宅地、田畑に流れ込んだらどうなるかなどを考えるとぞっとするなどのご意見もいただいている。

こうしたことから、油水分離槽滞留汚泥やすでに汲み上げてドラム缶やペール缶などに保管している放射能汚染汚泥は、地域環境や従業員、お客様の健康に被害が及ばないように速やかに処理を進めることが必要である。

(2) 課題 : 指定廃棄物相当汚泥の問題

放射能濃度の高い放射能汚染汚泥などは、指定廃棄物相当と推定されるが、これが放置され処理ができないという実態が解決されなければ、真に福島の環境の安全・安心が確保されたとは言えない。

指定廃棄物は、申請した場所で保管することになるので、速やかにエコテックや中間貯蔵施設に運びださなければ問題の解決にはならないが、いつの時期に環境省によって運び出されるのかが見通せない状況では、市街地での指定廃棄物申請は、環境問題の本質的な解決にはならないという現実的に大きな問題を残したままとなる。

とにかく、指定廃棄物相当汚泥の処理をどのように進めるべきか、より現実的で迅速かつ実効のあがる処理対応は何かが、大きな課題として浮かび上がってきた。

4. 指定廃棄物相当汚泥処理の解決に向けて

このような現実と事態を自動車関連業界として何とかしなければならないと考えてきた結果、長い時間をかけ紆余曲折もあったが、今とりうる現実的な対応として、市街地などから移送し、除染土壌等が運び込まれている中間貯蔵施設予定地圏内に運び出して、そこで指定廃棄物 18 条申請をしてはどうかとの糸口を見出した。

そこで、福島トヨペットのご理解とご支援のもと、産廃業者が処理出来ない福島トヨペット以外の排出事業者の指定廃棄物相当汚泥や物質も中間貯蔵施設予定地圏内にある、福島トヨペットの「ふたば大熊店」に移送し、福島トヨペットが保管場所を提供し、そこで指定廃棄物 18 条申請を行い保管するスキームについて環境省と協議・交渉を始めた。

また、今まで国も東電もほとんど手を付けられないまま時間が経過してきた汚泥の処理を誰が責任をもって取り組むのかを明確にすることも求められた。

これらの問題を確実に解決するために、どこかが責任のある窓口となって積極的なアクションを起こし対応しなければ、またずるずると処理がなされないまま問題が先送りされることになることも想定された。

こうしたことから、適切かつ的確そして迅速に高濃度放射能汚染汚泥等を処理し、環境の安全・安心を取り戻し確実なものにするために、自動車関連団体等

でその責を担う仕組みと組織をつくり、問題を一元的に取り組む窓口として進めることが抜本的な処理解決への近道であるとの結論に至り、株式会社福島環境整備機構を設立することとなった。

株式会社福島環境整備機構は、株式会社の形態をとりながらも、自動車関連団体のソーシャルビジネス的な位置づけとして業務を進めているが、安定的、継続的に業務を遂行するために、費用がかかることはいうまでもなく、処理を進めるための支援・アドバイスの対価をどこに求めてゆくかも課題である。

私たちのふるさと福島は、福島第一原子力発電所事故により福島が被ってきた、多方面にわたる風評被害の払しょくに努力して、ようやく風評被害が薄らいできたときに、まだ市街地に放射能汚染物質が現存していることや、あいまいな処理をしていることが引き起こす不安などで、福島の安全、安心が揺らぎ、再び、ふくしまの飲食料品や観光に対する風評被害が再燃し、ふくしまに人が来なくなる、ふくしまのものが売れないということにならないように、適切かつ万全な処理をしてゆかなければならない。

なお、現在も各排出事業者においては、現時点でとりうる最善の方法で放射能汚染汚泥を拡散させないように保管していることも申し上げておきたい。

こうした問題を解決するための喫緊の対応として、8,000 bq/kgを超える放射能濃度の高い放射能汚染汚泥や物質の処理を進めるために、環境省と排出事業者との間の「保管委託業務契約」と「指定廃棄物 18条申請」の橋渡し役として、排出事業者の意向と具体的な処理について環境省と協議し、ご理解、ご指導をいただきながら具体的に対応を進めている。

また、保管委託に伴う汚泥をドラム缶に汲み上げることや指定廃棄物 18条申請のための放射能濃度測定費用については、東京電力賠償対象となることから、東京電力の理解も必要となる。

こうした経緯のもと、実際に、排出事業者が保管していた高濃度の指定廃棄物相当の汚泥を、福島トヨペット「ふたば大熊店」に移送して指定廃棄物の申請を行い適切に保管する実績もできた。

現在も精力的に排出事業者を訪問しその意向をもとに環境省と折衝し同様の処理を進めているところであり、この処理の取組を加速度的に進めることが必要である。

改めて申し上げたいことは、指定廃棄物相当汚泥の処理を進めることが、排出事業者とその従業員、お客様、地域の方々の安全・安心を守り、福島の安全・安心な環境の確保と、普通に安全・安心に暮らせる生活を取り戻す「ふるさと福島の復興」に直結すると確信し処理を進めている。

5. 指定廃棄物相当の放射性物質汚染汚泥等の処理完遂後のあるべき姿

◎ 信頼性の高い測定結果のもと、適切な処理を行うことで、各排出事業者が安全・安心のもと地域で事業を継続しお客様に安全なサービスを提供できる。

◎ 健康そして環境への悪影響リスクの高い、指定廃棄物相当汚泥が、中間貯蔵予定地圏内にまとめられ、リスクが排除され、安全・安心が確実なものとなる。

◎ 適切かつ的確な処理を行ったことで、福島は誠実に放射能問題に対応している、信頼できる安全・安心が確実になったと、世界に胸を張って表明できる。

◎ 自治体の除染は完了に近い宣言まで言われているが、これらの一連の処理を行って初めて、広く大きくとらえた除染が完了したといえるのではないかと考える。

6. おわりに

福島トヨペットが行った先駆的な処理取組について次に紹介する。

・ 福島トヨペットの油水分離槽は、洗車設備も有す規模の大きなものが多く、量も多く、産廃業者が定期的に汲上をして処分をしていた。

・ 大震災、原発事故後は、産廃業者は放射能濃度が高い（自主規制で 2,000 bq/kg以下しか処理しないなどの基準での判定）との理由で汲上と処分を断られる事態が起きてきた。

・ 福島トヨペットは、油水分離槽の容量超え、ポンプの破損など、きわめて厳しい状態となり、事業の継続懸念も生じ、やむなく従業員が自ら汲み上げて、ドラム缶やペール缶に保管をせざるを得ない異常事態となった。

・ そしてこれらを自ら行い、市街地にある店舗に保管しておくことの問題、リスクとしては――

　○ 従業員の健康への悪影響
　○ お客様の健康への悪影響
　○ 地域の方々の健康への悪影響
　○ 地域環境への悪影響
　○ 福島に対する風評被害の拡散

――などがあり、看過しがたいものであった。

・ こうした問題を何とかしなければならないことから、

抜本的な処理の検討を、関係省庁に交渉したが、解決に至らなかった。

- 東京電力第一原発事故由来放射性物質汚染汚泥については、福島県内処理を大前提に行うことが最も適切なことは言うまでもなく、福島トヨペットは、他県に運び込んで処理することによる福島県に対する批判リスク、風評リスクを避けるため、福島県内での処理完結を大前提として取組むこととした。
- そこで、市街地にある店舗に保管しておくことの問題をクリアするとともにリスクを最小限にとどめるため、中間貯蔵施設予定地圏内で帰還困難区域に所在している「福島トヨペットふたば大熊店」への自社敷地間移動を、環境省、福島県、大熊町と交渉して、ご理解をいただき実現の運びとなった。
- 最終的に全拠点での保管数［ドラム缶634本］［ペール缶267本］をふたば大熊店に移動させることができた。
- なお、移動後、指定廃棄物相当汚泥と通常産業廃棄物に分類し、通常産廃分は適切に福島県内での最終処分を行っている。
- なんといっても、オイルトラップで拡散を防いでいたことは、汚泥の所在を明確にしておくことで環境リスク防止に大いに意義のあることであった。

これらの取組があって、適切かつ的確、合理性のある現在の課題解決の方向性が見えてきたと言える。

最後に滞留残置、保管汚泥の現状と処理実例を写真で示した。

2018年11月5日受付
（第7回研究発表会で座長推薦された研究発表）

写真：放射性汚泥の現状（滞留残置、保管汚泥の現状と処理実例）

(a) 敷地内保管

(a) 敷地内保管（つづき）

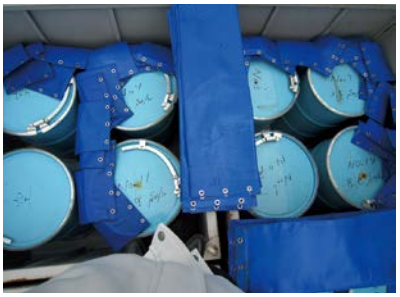

(b) 自社敷地間移送・保管した汚泥